

監 第 73 号
令和5年8月18日

寒河江市長 佐 藤 洋 樹 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

令和4年度寒河江市財政の健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、寒河江市財政の健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度 寒河江市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、令和5年8月18日付けをもって市長から審査に付された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.25
② 連結実質赤字比率	—	—	18.25
③ 実質公債費比率	7.8	7.8	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

※早期健全化基準は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」の規定により算出された数値。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率 Δ 8.8%と、早期健全化基準の13.25%と比較すると、これを大幅に下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率 Δ 25.18%と、早期健全化基準の18.25%と比較すると、これを大幅に下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は前年度と変わらず7.8%で、早期健全化基準の25.0%を大幅に下回っており、健全化が図られていると認められる。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は Δ 13.12%と、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大幅に下回っており極めて良好である。